

<特別徴収該当者確認用フローチャート>

スタート

従業員を雇用している。

はい

翌年度の4月1日現在も継続して雇用予定か。

いいえ

はい

給与の支払いが定期的か。

いいえ

はい

給与額が昨年と比べて極端に減っていないか（給与から住民税を引ききれぬか）

いいえ

はい

年間の給与収入が103万円超か。

令和7年度以前は93万円

いいえ

はい

特別徴収としなくとも差し支えありません。

特別徴収該当となります。